

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充（延長））

（農林水産省）

制 度 名	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（③漁業信用基金協会）		
税 目	登録免許税（措法 78②三）		
要 望 の 内 容	漁業信用基金協会が行う債務保証に係る抵当権の設定登記等の登録免許税の税率を 1,000 分の 1.5（本則：不動産等 1,000 分の 4）に軽減する措置の 2 年延長。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 漁業信用基金協会は、信用力の脆弱な漁業者等の信用力を補完し、漁業近代化資金その他漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、漁業の生産性向上及び経営改善を図ることを目的としている。 (2) 施策の必要性 「補助から融資」への転換の中で、融資の円滑化のために漁業信用基金協会が行う債務保証の担う役割は非常に重要なものであり、漁業経営の改善に大きく貢献するものである。 また、「水産基本計画」（平成 24 年 3 月閣議決定）に掲げられた「多様な経営発展による活力ある生産構造の確立」等の施策を行っているところであり、その施策の実現には、経営改善に取り組む漁業者等への必要な資金の融通に関する措置を講じることが重要な政策手段である。 「資金の融通の円滑化」を図るには、借入金利の負担軽減と併せて、信用力の脆弱な漁業者等が、融資を受ける際、公的保証機関である「漁業信用基金協会」の保証により、その信用力を補完することが必要であり、また、公的保証機関の保証を受けるため、担保設定を行う者に対し、登録免許税の軽減措置を講ずることは、融資時における漁業者等の負担を軽減することとなり、資金の融通の円滑化を推進するため必要不可欠である。		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） － 百万円 （▲600 百万円の 内数）

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ≪政策分野≫ 漁業経営の安定					
		政策の達成目標	漁業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとしての数値目標はなじまないが、近年の債務保証引受実績を目安として信用補完を実施することにより、水産基本計画の実現に向け着実に施策を推進していく。					
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 27 年 3 月 31 日まで（2 年間）					
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。					
	有効性	政策目標の達成状況	漁業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとしての数値目標はなじまないが、債務保証の引受実績は以下のとおり 漁業信用基金協会の債務保証の引受実績（単位：億円）					
				H19	H20	H21	H22	H23
			保証実績	1,059	961	1,548	1,008	971
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし					
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし					
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—					

		要望の措置 の 妥 当 性	漁業信用基金協会は、信用力の脆弱な漁業者等の信用力を補 完し、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、 漁業の生産性の向上及び経営の改善に資することを目的として 設立された法人であり、公的保証機関として位置づけられてい る。 本軽減措置は公的保証機関である漁業信用基金協会が、信用 力の脆弱な漁業者等に対し信用保証を行う際、担保設定を行う 者の負担をできる限り軽減し、資金融通を円滑にするという目 的で創設されたものであり、本軽減措置を講じることにより、 漁業者等の資金融通の円滑化を図り、経営改善等を推進するも のであるため、政策目的にも合致している。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	〔登録免許税の軽減措置を利用し経営改善等に必要な資金の融通 を受けた件数及び減税額（直近3箇年実績）〕 (単位: 件、百万円) <table><tr><td></td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr><tr><td>対象者数</td><td>12,786</td><td>9,886</td><td>6,802</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>81</td><td>31</td><td>25</td></tr><tr><td>減税額</td><td>14</td><td>3</td><td>8</td></tr></table> (本措置は、信用力の脆弱な漁業者等を対象とするものであ り、特定の者に偏ってはいない。)			H21	H22	H23	対象者数	12,786	9,886	6,802	適用件数	81	31	25	減税額	14	3	8
		H21	H22	H23															
	対象者数	12,786	9,886	6,802															
	適用件数	81	31	25															
	減税額	14	3	8															
租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	漁業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の 適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置に より漁業者等の資金融通の円滑化が図られ、漁業経営の改善に 対する一定の貢献を果たしてきている。																		
前回要望時 の達成目標	要望の内容の性格上、要望の達成目標を明示することが困難 なため、前回要望時において達成目標は示していない。																		
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—																		
これまでの 要 望 経 緯		本措置は昭和 48 年度に創設され、以降 2 年ごとに適用期限を 延長してきた。 平成 23 年度に軽減税率を 1,000 分の 1.5（従来：1,000 分の 1）に引き上げた上、適用期限を 2 年延長している。																	